

令和5年4月21日（金）

令和5年第4回宮古島市農業委員会総会議事録

議 長： ただ今から、令和5年第4回宮古島市農業委員会総会を開催いたします。
出席委員は17名で、定数に達しておりますので、宮古島市農業委員会会議規則
第11条により総会は成立しております。

議 長： それでは、日程第1議事録署名委員及び会議書記の指名についてですが、宮古
島市農業委員会会議規則第14条の規定により、議長から指名させていただくこ
とにご異議ありませんか。

委 員： 異議なし

議 長： それでは、13番：砂川寛裕委員、14番：仲里敏夫委員をお願いいたします。
なお、本日の会議書記には事務局職員の下地一史 調整官を指名いたします。

議 長： それでは、日程第2議案第1号、「農地法第3条の規定による許可申請につい
て」を議題としますが、会議の運営上、有償・交換移転、賃貸借権、使用貸借権、
無償移転の順に説明と意見を求めたいと思いますが、よろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： それでは、議案第1号中、「農地法第3条の規定による許可申請（有償・交換
移転）について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたし
ます。

國仲事務局：

今月の農地法第3条の規定による許可申請（有償・交換移転）は7件ござい
ます。受付番号1番から7番の説明をいたします。

（内容省略）

受付番号1番から7番は、別紙参考資料1ページから7ページの調査書のおお
り、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たして
おります。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長： ただいまの説明に関連して、担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。

議 長： 受付番号1番の現地調査の結果ならびに補足説明を2番委員をお願いいたします。

奥浜委員：

受付番号1番の説明をいたします。場所は、友利集落センターから東側120mに位置し、譲受人は機械等も所有して、サトウキビ苗畑として利用するとの事です。

議 長： 次に受付番号2番の現地調査の結果ならびに補足説明を4番委員をお願いいたします。

仲里委員：

受付番号2番の説明をいたします。場所は、譲受人の家の隣で、譲受人は機械等も所有してバナナ・野菜作栽培です。

議 長： 次に受付番号3番の現地調査の結果ならびに補足説明を平良5区推進委員をお願いいたします。

砂川推進委員：

受付番号3番の説明をいたします。場所は、松原集落から松ヶ原ゴルフ場向けの渡真利農園の東側200mに位置し、譲受人は農業経営3年、夫は20年の経営で機械等も所有してサトウキビ栽培です。

議 長： 次に受付番号4番の現地調査の結果ならびに補足説明を上野1区推進委員をお願いいたします。

砂川推進委員：

受付番号4番の説明をいたします。場所は、陸上自衛隊宮古島駐屯地の東側500mに位置し、譲受人は畜産経営しながらサトウキビ栽培です。

議 長： 次に受付番号5番の現地調査の結果ならびに補足説明を上野3区推進委員をお願いいたします。

友利推進委員：

受付番号5番の説明をいたします。場所は、下地線の創価学会宮古文化会館から市内向け100mに位置し、譲受人は機械等も所有してサトウキビ栽培です。

議 長： 次に受付番号6番と7番の現地調査の結果ならびに補足説明を下地2区推進委員にお願いいたします。

上地推進委員：

受付番号6番と7番は交換移転となります。受付番号6番の説明をいたします。場所は、西原集落から大浦集落向けの右側300mに位置し、譲受人は墓地の件で譲渡人との交換移転であります。

受付番号7番の説明をいたします。場所は、西辺小学校から北側500mに位置し、土地改良区で改良後は農地中間管理機構に委託するとの事です。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第1号中、「農地法第3条の規定による許可申請（有償・交換移転）」受付番号1番から7番について、原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に、議案第1号中、「農地法第3条の規定による許可申請（賃貸借権の設定）について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

國仲事務局：

今月の農地法第3条の規定による許可申請（賃貸借権の設定）は、1件でございます。受付番号8番の説明をいたします。

（内容省略）

受付番号8番は、別紙参考資料8ページの調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長： ただいまの説明に関連して、担当委員の方から、受付番号 8 番の現地調査の結果ならびに補足説明を平良 4 区推進委員にお願いいたします。

津波古推進委員：

受付番号 8 番の説明をいたします。場所は、鏡原小学校から南西 2 0 0 m に位置し、譲受人は機械等も所有してサトウキビ栽培です。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第 1 号中、「農地法第 3 条の規定による許可申請（賃貸借権の設定）について」を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に、議案第 1 号中、「農地法第 3 条の規定による許可申請（使用貸借権の設定）について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

國仲事務局：

今月の農地法第 3 条の規定による許可申請（使用貸借権の設定）は、2 件でございます。受付番号 9 番から 1 0 番を説明いたします。

（内容省略）

受付番号 9 番から 1 0 番は、別紙参考資料 9 ページから 1 0 ページの調査書のとおり、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長： ただいまの説明に関連して、担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。

議 長： 受付番号 9 番の現地調査の結果ならびに補足説明を城辺 3 区推進委員にお願いいたします。

下地推進委員：

受付番号 9 番の説明をいたします。場所は、宮國公民館から南西 2 0 0 m の土地改良区に位置し、譲受人は新規での農業経営開始でサトウキビ栽培です。

議 長： 次に受付番号 1 0 番の現地調査の結果ならびに補足説明を上野 2 区推進委員にお願いいたします。

下地推進委員：

受付番号 1 0 番の説明をいたします。場所は消防上野出張所から南西 9 0 0 m の土地改良区に位置し、譲受人はサトウキビ栽培です。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第 1 号中、「農地法第 3 条の規定による許可申請（使用貸借権の設定）」受付番号 9 番から 1 0 番について、原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に、議案第 1 号中、「農地法第 3 条の規定による許可申請（無償移転）について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

國仲事務局：

今月の農地法第 3 条の規定による許可申請（無償移転）は 6 件でございます。受付番号 1 1 番から 1 6 番の説明をいたします。

（内容省略）

受付番号 1 1 番から 1 6 番は、別紙参考資料 1 1 ページから 1 6 ページの調査書のとおり、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たして降ります。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第1号中、「農地法第3条の規定による許可申請（無償移転）」受付番号11番から16番について、原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 日程第2議案第1号は原案どおり決定いたしました。



議 長： 次に、日程第3議案第2号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（利用権貸借）の承認について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

川満事務局：

今月の農地利用集積計画（利用権貸借）は、2件でございます。
受付番号1番から2番の説明をいたします。

（内容省略）

以上、計画書の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長： ただいまの説明に関連して、担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。

議 長： 受付番号1番の現地調査の結果ならびに補足説明を城辺2区推進委員をお願いいたします。

野路推進委員：

受付番号1番の説明をいたします。場所は新城集落から吉野集落向けに位置し、譲受人は機械等も所有して野菜作栽培です。

議 長： 次に受付番号2番の現地調査の結果ならびに補足説明を上野1区推進委員にお願いいたします。

砂川推進委員：

受付番号2番の説明をいたします。場所は上野小学校の南側のJAおきなわ上野資材店の北側に位置し、譲受人はコアンソー栽培です。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

はい、10番委員

川満委員：

受付番号1番についてですが、譲渡人に関しては先月の総会でも5条申請で農地転用時の条件付きの本人自筆の顛末書の提出についての確認ですが、提出されているのか。提出されていないければ、この案についても提出されるまで保留という形で、提出されてから許可決定にしたらどうでしょうか。

議 長： ほかに質疑はありませんでしょうか。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第2号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（利用権貸借）の承認について」を原案のとおり決定してよろしいですか。受付番号1番については、顛末書提出後に許可決定とします。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、日程第3議案第2号は原案のとおり決定いたしました。

議 長： 次に、日程第4議案第3号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（所有権移転）の承認について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

川満事務局：

今月の農地利用集積計画（所有権移転）は4件でございます。受付番号1番から4番の説明をいたします。

(内容省略)

以上、計画書の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長： ただいまの説明に関連して、担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。

議 長： 受付番号1番と2番の現地調査の結果ならびに補足説明を平良5区推進委員にお願いいたします。

砂川推進委員：

受付番号1番の説明をいたします。場所は JTA ドームの南側700mに位置し、譲受人は機械等も所有してサトウキビ栽培です。

受付番号2番の説明をいたします。場所は宮古地区トラック事業協同組合から西側的那覇鋼材の隣に位置し、譲受人は機械等も所有してサトウキビ・野菜作栽培です。

議 長： 次に受付番号3番と4番の現地調査の結果ならびに補足説明を上野2区推進委員にお願いいたします。

下地推進委員：

受付番号3番の説明をいたします。場所は JA 上野資材店から東側700mに位置し、譲受人は機械等も所有して畜産経営で牧草を植え付けるとの事です。

受付番号4番の説明をいたします。場所は JA 上野支店から東側400mに位置し、譲受人は機械等も所有してサトウキビ・野菜作栽培です。

議 長： ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手でお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第3号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（所有権移転）」を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 休憩します。

~~~~~  
議 長： 再開します。

議 長： 次に、日程第5議案第4号、「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

田名事務局：

今月の農地法第4条第1項の規定による許可申請は、3件でございます。  
受付番号1番から3番の説明をいたします。

( 内容省略 )

以上、受付番号1番から3番は、参考資料の許可基準適合表のとおり、農地法第4条第2項各号及び農地法施行規則第47条各号の要件を満たしております。  
以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長： ただいまの説明に関連して、現地調査担当委員の方から受付番号1番の現地調査の結果ならびに説明を13番委員をお願いいたします。  
なお、この案件は事業計画変更を伴う案件となります。

砂川委員：

現地調査報告をいたします。日時は令和5年4月5日(水)に調査員として14番：仲里敏夫委員、芳山会長、事務局の上地局長、田名次長、前泊調整官、仲間さんの7名で調査し、日程として午前9時30分から午後3時10分まで現地調査、午後3時10分から午後5時25分まで事務局にて調査内容調整会議、4月11日の内部審査会での4条申請3件、5条申請10件、合計13件の調査内容の結果、特に違反等は見受けられませんでした事を報告します。

砂川委員：

受付番号1番の説明をいたします。場所はホテル・アトールエメラルドの東側120mに位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第3種農地(用途地域)都市計画法上の用途地域内にある農地と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委員： 質疑なし

議長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号1番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員： 異議なし

議長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長： 次に受付番号2番の現地調査の結果ならびに説明を13番委員にお願いいたします。

砂川委員：

受付番号2番の説明をいたします。場所は下地字川満の一般廃棄物最終処分場の北側200mに位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりなし、農地区分は農振農用地、農業振興地域内にある農地と判断しました。

議長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手でお願いいたします。

委員： 質疑なし

議長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号2番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員： 異議なし

議長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長： 次に受付番号3番の現地調査の結果ならびに説明を13番委員にお願いいたします。

砂川委員：

受付番号3番の説明をいたします。場所はNTT西日本伊良部無線局の西側600mに位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりなし、農地区分は農振農用地と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手でお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号3番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 日程第5議案第4号は原案どおり決定いたしました。



議 長： 次に、日程第6議案第5号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

田名事務局：

今月の農地法第5条第1項の規定による許可申請は、13件でございます。受付番号1番から13番の説明をいたします。

( 内容省略 )

以上、受付番号1番から13番は、参考資料の許可基準適合表のとおり、農地法第5条第2項各号及び農地法施行規則第47条各号の要件を満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長： ただいまの説明に関連して、現地調査担当委員の方から受付番号1番から7番の現地調査の結果ならびに説明を14番委員をお願いいたします。  
なお、この案件は事業計画変更を伴う案件となります。

仲里委員：

受付番号1番から7番の説明をいたします。場所は古謝そば食堂の裏側(南側)に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第2種農地連たん、市街地から概ね500m以内にある農地と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手でお願いいたします。

委員： 質疑なし

議長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号1番から7番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員： 異議なし

議長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長： 次に受付番号8番の現地調査の結果ならびに説明を14番委員にお願いいたします。なお、この案件は事業計画変更を伴う案件となります。

仲里委員：

受付番号8番の説明をいたします。場所は古謝そば食堂の裏側（南側）に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第2種農地連たん、市街地から概ね500m以内にある農地と判断しました。

議長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委員： 質疑なし

議長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号8番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員： 異議なし

議長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長： 次に受付番号9番の現地調査の結果ならびに説明を14番委員にお願いいたします。

仲里委員：

受付番号9番の説明をいたします。場所は宮古土地改良区から山中集落向け800mに位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりあり、農地区分は第1種農地（一団）、周辺農地が10ha以上規模の一団の農地と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手でお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号9番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に受付番号10番の現地調査の結果ならびに説明を14番委員にお願いいたします。

仲里委員：

受付番号10番の説明をいたします。場所は久松漁港から北側80mに位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第3種農地（4割街区）、街区の面積に占める宅地の割合が4割を超えている区画の農地と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手でお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号10番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に受付番号11番と12番の現地調査の結果ならびに説明を事務局にお願いいたします。

**田名事務局：**

受付番号11番と12番の説明をいたします。場所は下地与那覇集落から東急リゾートホテル入口の南側60mに位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりなし、農地区分は第1種農地（一団）概ね10ha以上規模の一団の農地と判断しました。

**議長：** ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

**委員：** 質疑なし

**議長：** 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号11番と12番を原案のとおり決定してよろしいですか。

**委員：** 異議なし

**議長：** ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

**議長：** 次に受付番号13番の現地調査の結果ならびに説明を事務局をお願いいたします。

**田名事務局：**

受付番号13番の説明をいたします。場所はインギーマリンガーデンの西側500mに位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりなし、農地区分は第2種農地（その他）原野・雑種地等に囲まれた周辺農地が10ha未満の農地と判断しました。

**議長：** ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

はい、10番委員

**川満委員：**

この一帯の元島地区において工事等の時の埋蔵等について問題はないのか。

**前泊事務局：**

教育委員の生涯学習振興課の文化財担当に確認してから、譲受人には連絡対応して行きます。

議 長： ほかに質疑はございませんでしょうか。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号13番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 日程第6議案第5号は原案どおり決定いたしました。



議 長： 次に、日程第7議案第6号、「非農地証明交付申請の承認について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

#### 國仲事務局

今月の非農地証明交付申請願は、7件でございます。受付番号1番から7番の説明をいたします。

( 内容省略 )

以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長： ただいまの説明に関連して、現地調査担当委員の方から受付番号1番の現地調査の結果ならびに説明を13番委員をお願いいたします。

#### 砂川委員：

受付番号1番の説明をいたします。4月7日に平良地区農地パトロールを行い、場所は下崎集落北側の砂山ビーチ入口の交差点から南側に入った場所に位置し、周囲は宅地と原野が混在している。当地は長年農地としての利用がないことと、今後も農地利用計画がないことから非農地相当と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号1番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に受付番号2番の現地調査の結果ならびに説明を8番委員にお願いいたします。

喜屋武委員：

受付番号2番の説明をいたします。場所は平良・城辺線沿いの鏡原自動車整備工場から東側・旧宮原小学校向け740mに位置し、周囲は住宅と農地に囲まれている。当地は長年農地としての利用がないことと、今後も農地利用計画がないことから非農地相当と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号2番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に受付番号3番の現地調査の結果ならびに説明を8番委員にお願いいたします。

喜屋武委員：

受付番号3番の説明をいたします。場所は久松小学校の北東側200mに位置し、周囲は住宅に囲まれている。当地は長年農地利用がないことと、今後も農地としての利用計画がないことから非農地相当と判断しました。



議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手でお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号3番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に受付番号4番の現地調査の結果ならびに説明を13番委員にお願いいたします。

砂川委員：

受付番号4番の説明をいたします。場所は池間漁港の北側1.1kmに位置し、周囲は原野と農地に囲まれている。当地は長年農地利用がないことと、今後も農地利用計画がないことから非農地相当と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手でお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号4番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に受付番号5番の現地調査の結果ならびに説明を8番委員にお願いいたします。

**喜屋武委員：**

受付番号5番の説明をいたします。場所は城辺線の鏡原自動車整備工場の南東150mに位置し、周囲は農地と自動車関係の販売店やスクラップ工場等があります。当地は長年農地利用がないことと、今後も農地としての利用計画がないことから非農地相当と判断しました。

**議長：** ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

**委員：** 質疑なし

**議長：** 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号5番を原案のとおり決定してよろしいですか。

**委員：** 異議なし

**議長：** ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

**議長：** 次に受付番号6番の現地調査の結果ならびに説明を伊良部2区推進委員にお願いいたします。

**前泊推進委員：**

受付番号6番の説明をいたします。4月6日に伊良部地区農地パトロールを行い、場所は佐良浜地域の市営横嶽団地の北側130mに位置し、周囲は住宅に囲まれている。当地は長年農地としての利用がないことと、今後も農地利用計画がないことから非農地相当と判断しました。

**議長：** ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

**委員：** 質疑なし

**議長：** 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号6番を原案のとおり決定してよろしいですか。

**委員：** 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に受付番号 7 番の現地調査の結果ならびに説明を伊良部 2 区推進委員にお願いいたします。

前泊推進委員：

受付番号 7 番の説明をいたします。場所は伊良部屋外運動施設（野球場）の南側に隣接している。周囲を含めた当地の土壌は砂地であることなどを鑑みると農業を営む上での環境は厳しく今後も農地としての利用計画がないことから非農地相当と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号 7 番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 日程第 7 議案第 6 号は原案どおり決定いたしました。

~~~~~

議 長： 以上で、本日の議案・報告の審議は、すべて終了いたしました。この際、その他の件について、委員からご発言があれば挙手を持ってお願いいたします。

（委員会規則に基づく発言等）

宮古島市農業委員会会議規則第 2 1 条（委員の発言）

委 員： 発言なし

議 長： 発言ないようですので、今総会に付議された事件の承認の結果が生じた条項、
字句、数字その他の整理を会長に委任することにご異議ございませんでしょうか。

委 員： 異議なし

議 長： それでは、以上をもちまして、令和5年第4回宮古島市農業委員会総会を閉会
いたします。ありがとうございました。

閉 会：

令和5年4月21日

会 長	芳 山 辰 巳
1 3 番 委 員	砂 川 寛 裕
1 4 番 委 員	仲 里 敏 夫